

## 平成24年経済センサス - 活動調査におけるオンライン調査の取扱い

オンライン調査は、以下の費用対効果及び調査の実施時期の変更に伴う調査員事務負担の軽減を考慮して調査員調査には適用せず、直轄調査において積極的に活用する。

活動調査では、調査員の事務負担を軽減し、調査員の確保を図る観点から、調査員調査の対象を単独事業所に限定することとしており、本社一括調査で調査する複数事業所企業に比べオンライン回答による報告負担の軽減が小さく、オンラインにより回答する事業所が極めて少ないこと(第2次試験調査における単独事業所のオンライン回答率は2.1%)

一方、調査員調査にオンライン調査を併用した場合、調査員及び市町村の事務負担が大幅に増加すること

調査事業所は、オンライン回答のための通信環境やパソコン環境、操作・利便性(電子調査票の様式や回答方法等)、安全性(セキュリティ対策)等を確認してからオンラインによる回答を行うかどうかを判断するため、調査票配布時に調査員がオンラインによる回答を行うかどうかをその場で事業所に確認することは困難であり、調査員調査にオンライン調査を併用する場合は、調査員及び市町村が以下の事務を行う必要

- 1) 調査員は、担当調査区内のすべての調査事業所に対し、調査事業所ごとに異なるオンライン回答用のIDを配布
- 2) 市町村は、政府統計共同利用システム(調査票受付管理システム)を通じてオンラインによる調査票の回収状況を日々確認し、オンラインで回答した調査事業所の情報を電話等で調査員に連絡
- 3) 調査員は、市町村から提出済みの連絡があった事業所を除き、各事業所に対してオンラインによる回答を行ったかどうかを確認